

市道駅南1号線における
歩行者利便増進道路(通称:「ほこみち」)制度活用トライアル
に向けたヒアリング実施要領

令和6年8月

蒲郡市 建設部

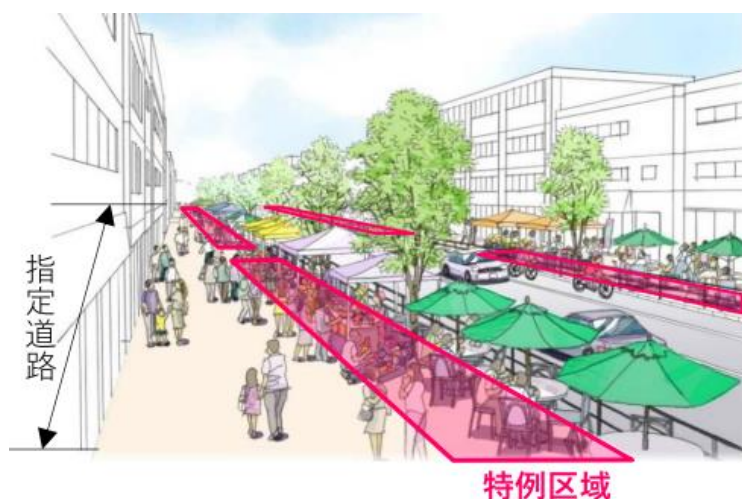
みなとみらい課

1 ヒアリングの目的

本市では、市の中心地域である「蒲郡駅周辺市街地エリア」、穏やかな三河湾に面した「海辺のみなとエリア」、観光地の「竹島周辺エリア」これら3つのエリアを合わせた「東港地区」を対象に「竹島が浮かぶ三河湾に抱かれた、誰もが過ごしたくなる 居心地の良い まち」を将来像として、令和3年8月27日にまちづくりの方向性等を示す「蒲郡市東港地区まちづくりビジョン（以下、「まちづくりビジョン」という。）」を策定しました。

このまちづくりビジョンに基づいて、市民や民間事業者との対話を通じて、市民等が中心となって公共空間を活用した日常的なまちの賑わいや活力を作り上げていく「公民連携のまちづくり」、公共空間や公的不動産を活用して民間活力の導入による賑わいや居心地が良いと感じる場の創出等を目的とした「官民対話による事業推進」に取り組みます。その一つとして、歩行者利便増進道路制度の活用を検討しています。

歩行者利便増進道路とは、賑わいのある道路空間を構築するための道路の指定制度として創設されたもので、道路管理者が特例区域（歩行者利便増進誘導区域）を指定することで、占用許可が緩和されて、民間の創意工夫を活用した空間づくりが可能となり、例えば、カフェやベンチの設置などができます。



市は、まちづくりビジョンで設定している各エリアを結ぶ主要回遊動線に位置する市道駅南1号線は、広い幅員を有する歩道であるため、歩行者利便増進道路（ほこみち）制度の活用が期待できるのではと考えています。

このことについて、令和4年には制度活用の検討のため、民間事業者様との“対話”の場を持ち、アイデアや意見等を伺うサウンディング調査を実施しました。その結果、出店の意欲やマルシェを企画したいなどの意向があったのと同時に、まち

づくりの観点を持って社会実験的に「試してみる」ことから始めたほうがよいなどの意見がありました。

その後、令和6年6月には、蒲郡駅から竹島ふ頭に向かう主要回遊動線を対象として、ポートタウンまちづくりデイズと題した実証実験を行ったところ、訪れた人たちからは、こういったイベントが日常的にあるとよいなどの期待が寄せられ、出店者にとっては具体的な活用がイメージできる機会となりました。



そこで今回、この空間を主体的にコーディネートして活用いただける方との“対話”の場を持ち、皆様のアイデアや意見等をヒアリングさせていただき、その内容によっては、トライアル（社会実験）として実際にこの空間を使っていただくことも進めていきたいと考えています。

なお、トライアルの現地で要する経費については、実施いただく方でのご負担を想定しています。蒲郡市が実施するトライアルのため占用料等は発生しません。

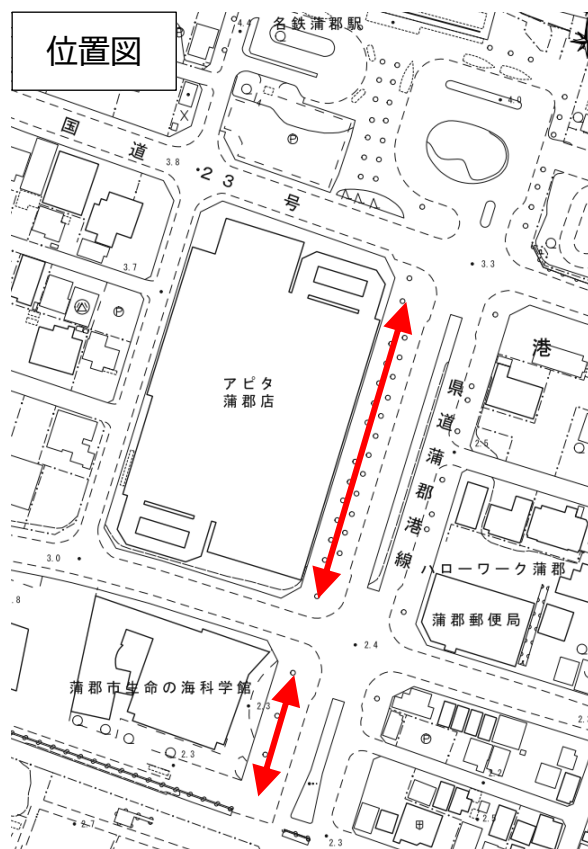
2 対象地・施設の概要

場 所 蒲郡市港町地内

路線名 市道駅南1号線（県道蒲郡港線の西側沿いの歩道）
※アピタ蒲郡店様及び生命の海科学館東側の歩道

延 長 150m

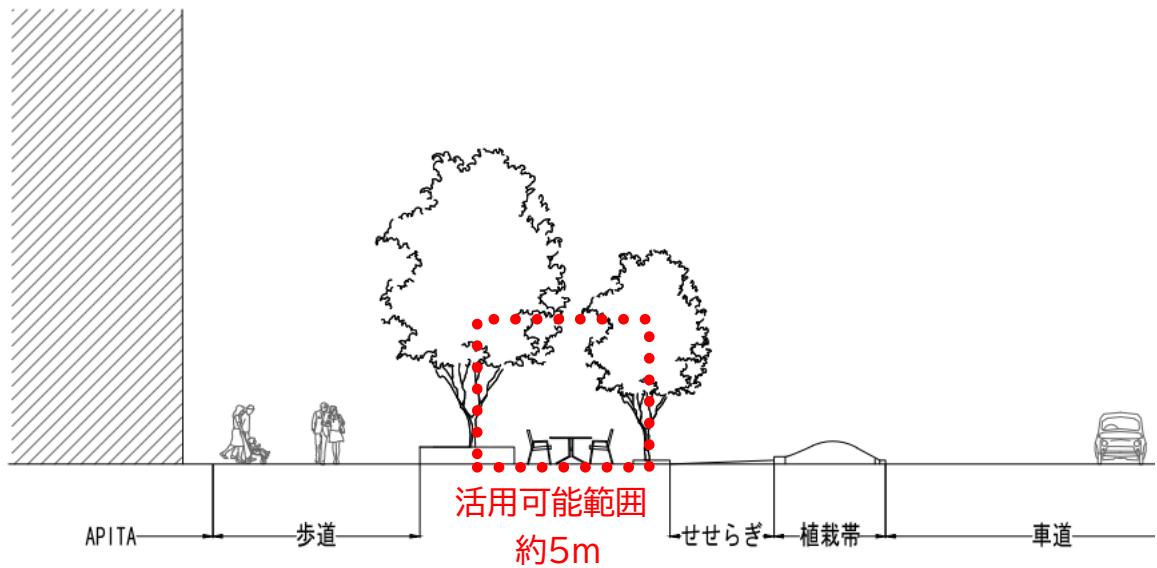
幅 員 17.5m（せせらぎ等平面以外の部分を含む。）



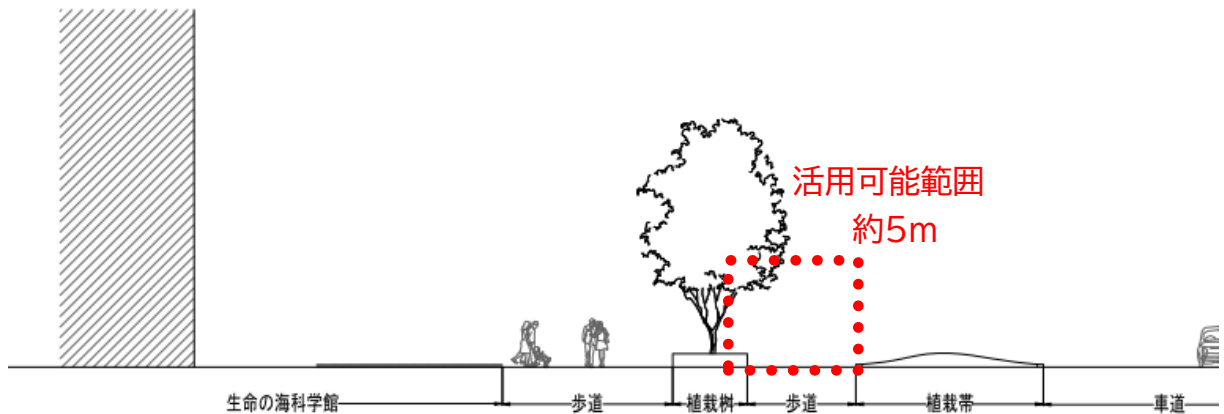
現況写真



アピタ蒲郡店前横断面図



生命の海科学館前横断面図



※ 原則、車両の乗り入れは不可となります。（搬入搬出含む。）

※ 電源は発電機等をご用意いただく想定です。

3 ヒアリングの対象者

当該路線を対象に具体的な活用プランを示していただける方
ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 参加申し込み時点で、蒲郡市工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和 59 年 12 月 1 日施行）第 3 条又は第 4 条又は蒲郡市物品購入等の契約に係る指名停止等の措置要領（平成 31 年 4 月 1 日施行）第 3 条又は第 4 条により指名停止を受けている者
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生・再生手続き中の者

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は蒲郡市暴力団排除条例（平成 23 年蒲郡市条例第 3 号）第 2 条に規定する暴力団に該当する者
- (5) 国税、市税を滞納している者

6 主なヒアリング内容

- 企画のテーマ
- 活用したい範囲
- 活用したい時期・時間帯
- 想定しているスキーム

7 ヒアリングの参加申込

- (1) 申込受付期間
令和 6 年 8 月 26 日（月）から 9 月 17 日（火）まで
- (2) 申込方法
下記のフォームから申込してください。
<https://logoform.jp/form/UpCD/649810>



- (3) 本市から申込者へのヒアリング実施日の連絡
お申し込みから順次、申込者あてに、ヒアリングの日程調整について電話または E メールで連絡します。
- (4) 現地見学について
現地見学を希望の場合は、個別で対応しますので、希望の旨を申込時にご記入いただくか、みなとみらい課に直接お問い合わせください。

8 ヒアリングの実施日時

- (1) 実施期間
令和 6 年 9 月 24 日（火）から 10 月 4 日（金）まで（予定）
午前 9 時から午後 5 時まで
- (2) 所要時間
30 分から 1 時間程度
- (3) 場所
蒲郡市役所 会議室

9 留意事項

(1) 参加事業者の取り扱い

サウンディング調査への参加実績は、事業者公募等における評価の対象とはなりません。

(2) 費用負担

ヒアリングへの参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

(3) 追加対話への協力

本ヒアリング終了後も、必要に応じて追加の対話（文書照会含む）やアンケート等を実施させていただくことがあります。

10 問合せ先

担 当：蒲郡市役所 建設部 みなとみらい課

所在地：〒443-8601 蒲郡市旭町17番1号

電 話：0533-66-1281

e-mail：higashikou@city.gamagori.lg.jp